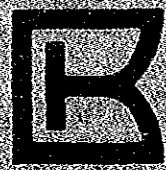


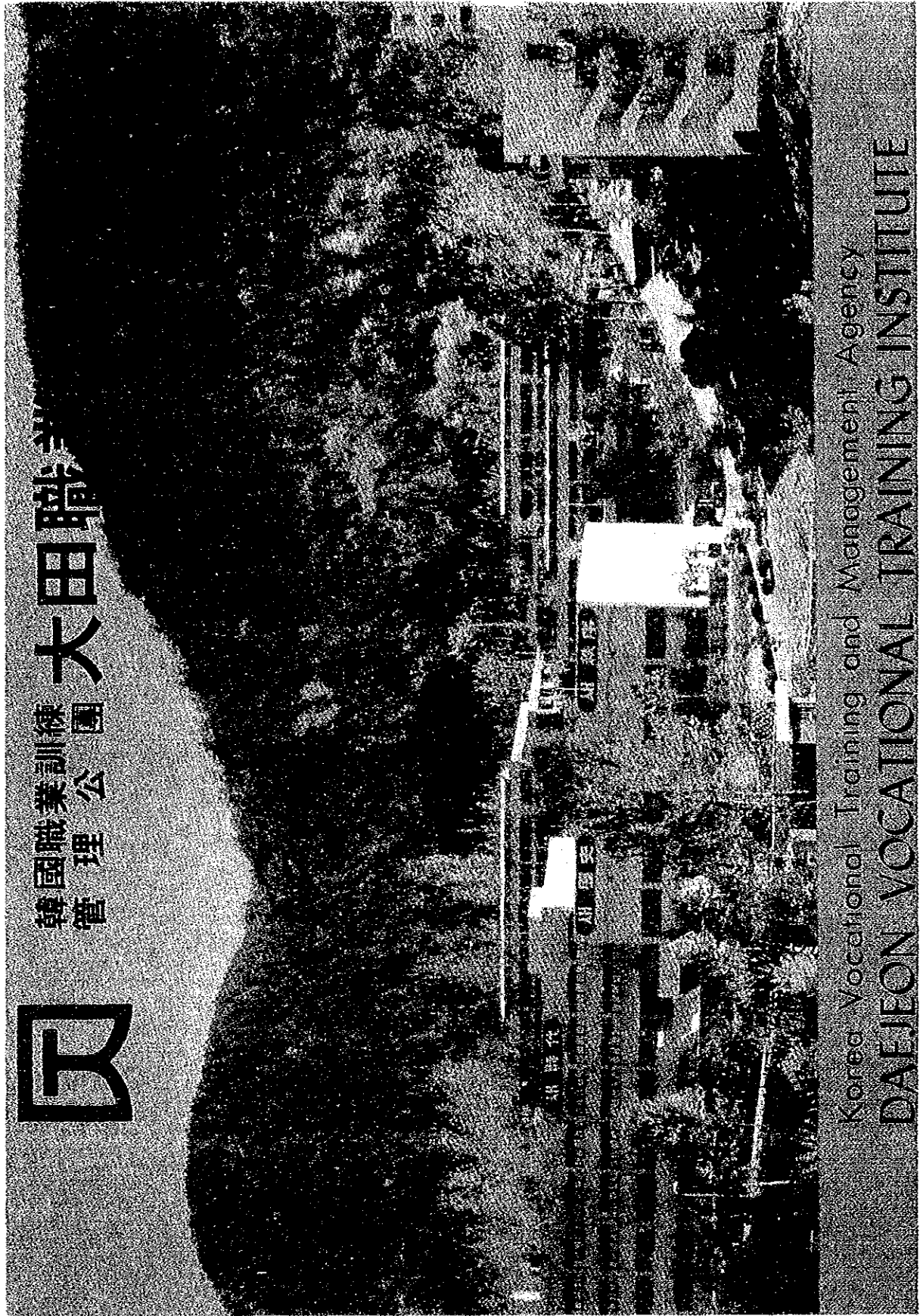
<資料-6>

大 田 職 業 訓 練 院





韓國職業訓練  
管理公團 大田職業



Korea Vocational Training and Management Agency  
DAEJEON VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE



院訓

- 1. 誠 實 勉 同
- 1. 勤
- 1. 協

Institute Motto

- 1. Honesty
- 1. Diligence
- 1. Co-operation

## 訓練目標

- 一. 國家觀에 確固한 技能人 養成
- 一. 責任感에 透徹한 技能人 養成
- 一. 正確하고 精密한 技能人 養成

## Aim of Training

- 一. Training of skilled hands having strong Nationalism
- 一. Training of skilled hands having firm responsibility
- 一. Training of skilled hands of precision and exactness

## 沿革

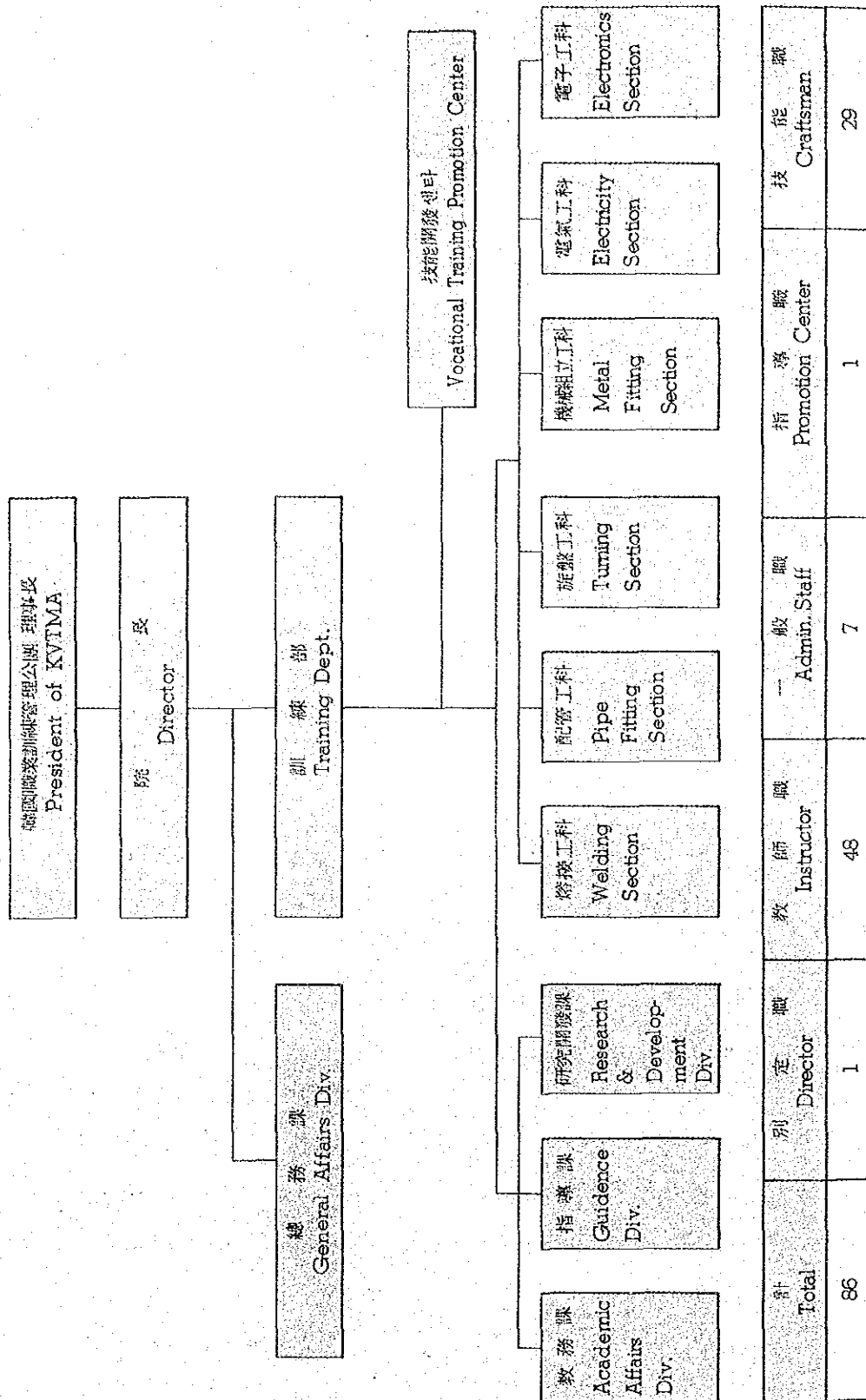
- '68. 8 : 韓日閣僚會談에서 職業訓練院 設置 合議
- '74. 7 : 日本側 調査團 來韓 韓日合議錄 署名
- '76. 5 : 日本技術專門家 來韓
- '76. 10 : 大田職業訓練院 創立
- '77. 5 : 第1期 技能士課程 訓練生 入學
- '78. 5 : 第1期 向上課程生 入學
- '82. 3 : 韓國職業訓練管理公團 에 統合

## Chronological Table

- Aug. 68: The agreement for the establishment of Vocational Training Institute at Korean & Japanese Ministerial Talks.
- Jul. 74: Japanese executive investigators' visit to Korea to materialize the agreement.
- May. 76: Japanese technical experts came.
- Oct. 76: Foundation of Dae Jeon Vocational Training Institute.
- May. 77: The first craftsman training courses were inaugurated.
- May. 78: The first evening upgrading courses were started.
- Mar. 82: The institute became a member of Korea Vocational Training and Management Agency.

# 機構 人員

# Organization and Personnel



計 Total	別定職 Director	教師職 Instructor	一般職 Admin. Staff	指導職 Promotion Center	技能職 Craftsman
86	1	48	7	1	29

技能開發中心 VI Promotion Center

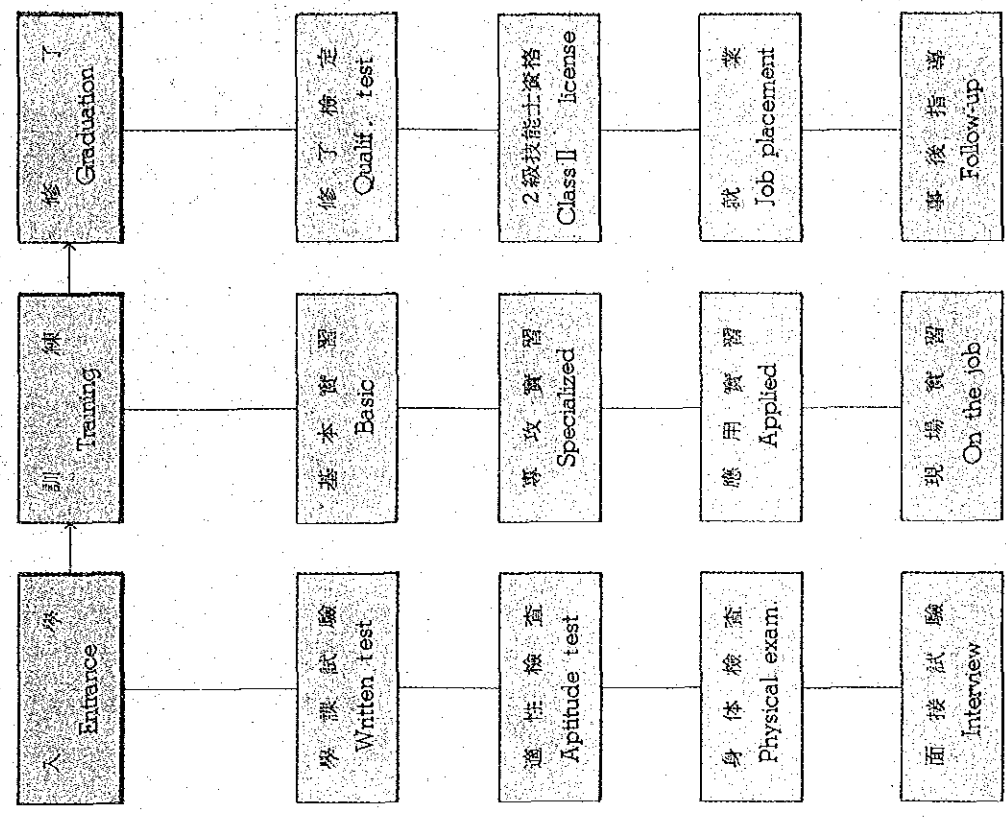
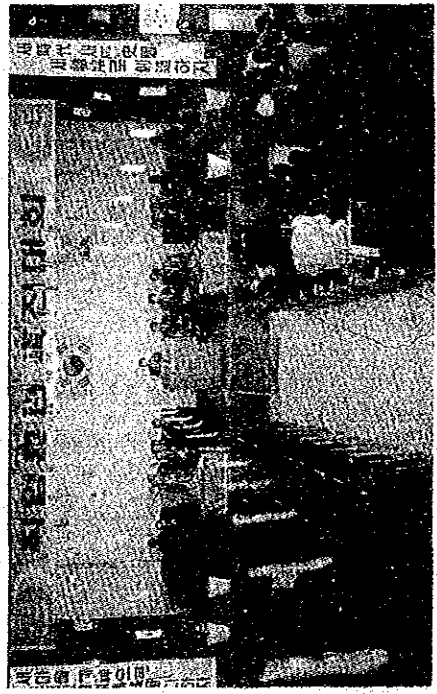
訓練課程 Training Course

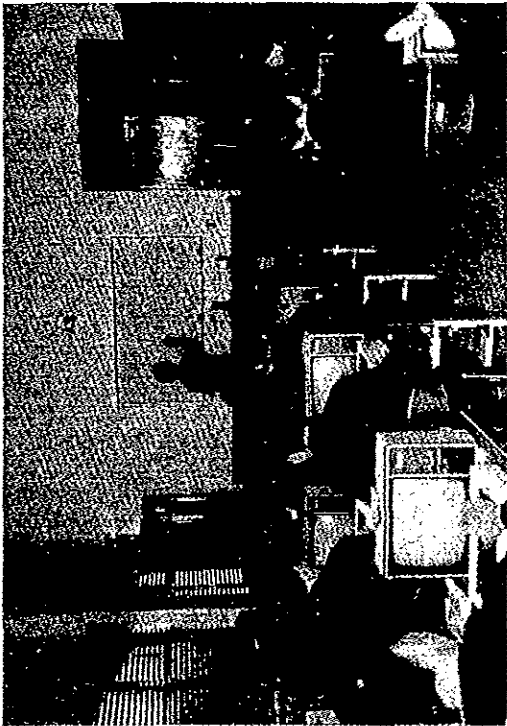
事業目的

職業訓練實施機關 및 關聯事業체에 대하여 職業訓練에 필요한 諸般 技術 支援과 關係資料를 供給함으로써 地域內 職業訓練事業 促進 및 職業訓練 發展에 寄與.

Object

This Vocational Training Promotion Center is established for the purpose of devotion and promotion to Vocational training development in the area with supplying practical technique and information which are helpful to vocational training organization and industry in the area.





컴퓨터실

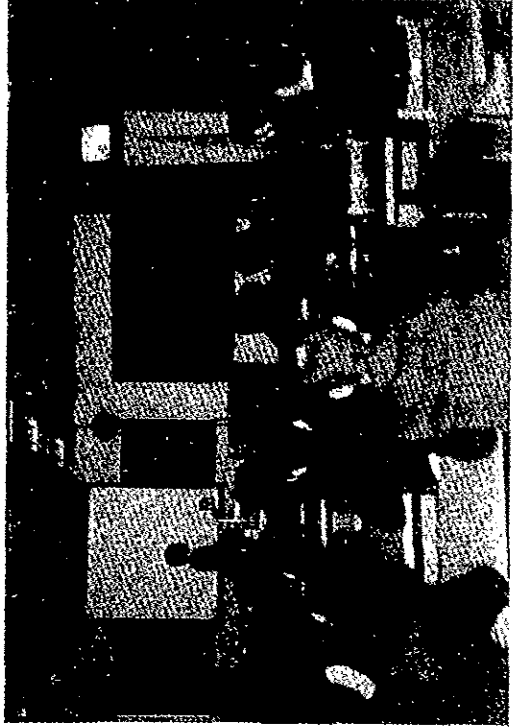
Computer room

### 訓練院의 特徵

- 컴퓨터 特殊教育 實施 (32대 保有)
- 優秀한 視聽覺機資材의 多量保有로 科學的인 技術教育 實施
- 韓·日 合作設立 訓練院으로서 外國의 優秀한 訓練裝備로 高級 技術訓練 實施

### Characteristics of Institute

- Special computer education (32 pers-computers retained)
- Scientific technical training in practice with a number of good audio-visual auxiliary teaching materials
- Highly developed technical training with a lot of sophisticated foreign equipments

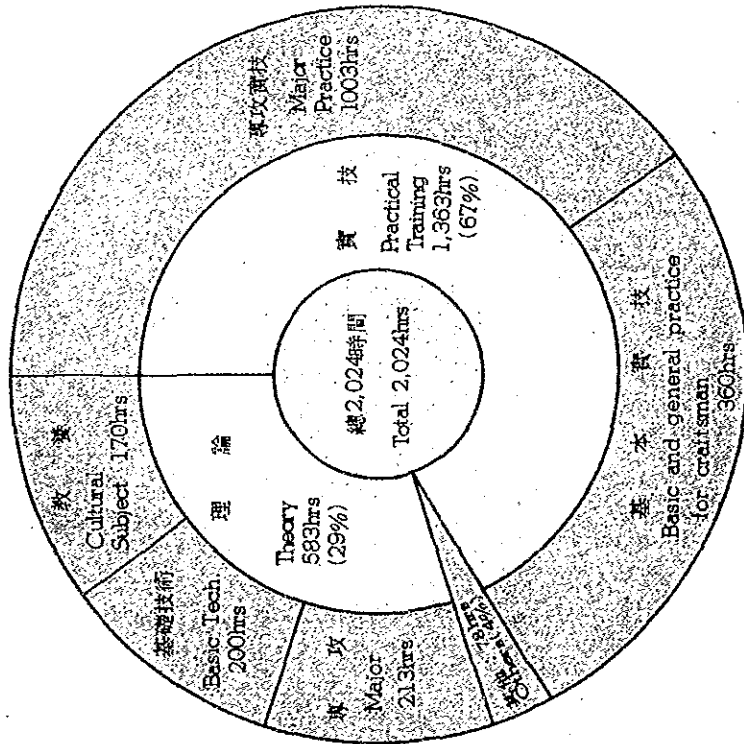


시청각실

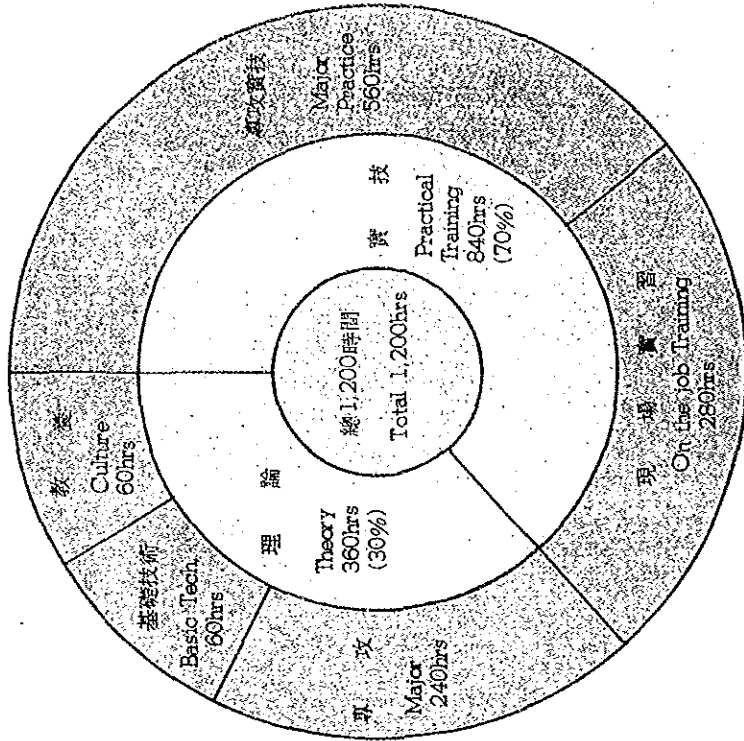
Audio visual room



正規養成課程：Regular training Course



向上課程：Upgrading training course



指導目標

電氣熔接·가스熔接·特殊熔接 및 切斷에 관한 技能을 習得시켜 建設·船舶·車輛·其他 製品의 製造 및 修理能力 訓練

Training Objective

Training of manufacturing and repairing ability for Steel construction, Shipbuilding, Vehicle and other goods with the acquirement of high technique for Arc welding, Gas welding, Automatic welding, and Cutting work.



主要裝備

交流아크熔接機  
TIG, MIG 熔接機  
탄산가스아크熔接機  
자동熔接機  
프로젝션스프트熔接機  
논가스아크熔接機  
萬能試驗機  
超音波試驗機  
動力剪斷機  
萬能高速切斷機  
金屬顯微鏡

Major Equipments

AC Arc Welder  
TIG & MIG Welder  
CO<sub>2</sub> Gas Arc Welder  
Submerged Arc Welder  
Projection & Spot Welder  
Non-Gas Arc Welder  
Universal Tester  
Ultra Sonic Tester  
Square Shearing M/C  
Multi-purpose Cutting M/C  
Metallurgical Microscope

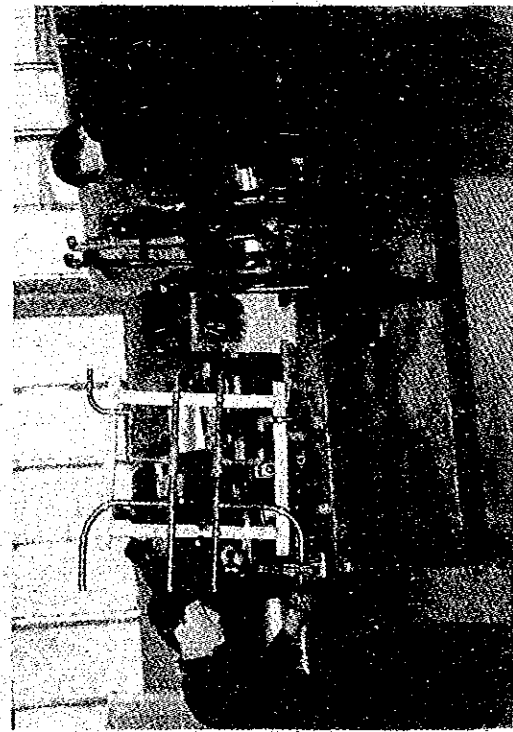
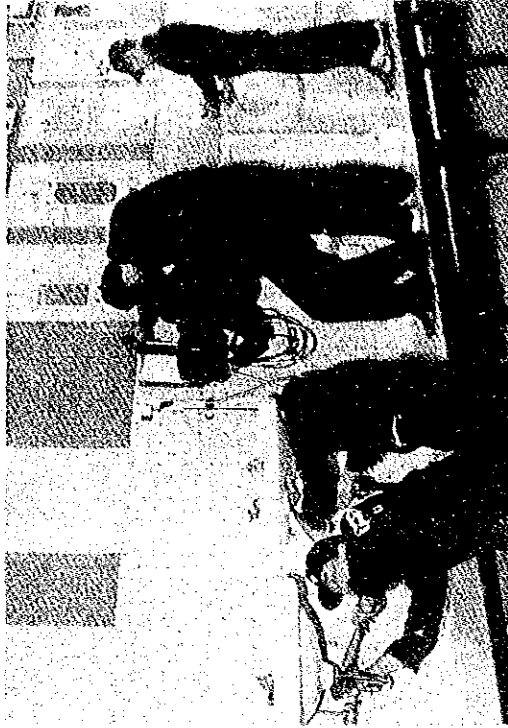


指導目標

金屬管 및 非金屬管의 設置技能을 習  
得하여 建築 및 각종 관이 作業을 行  
할 수 있는 能力 배양 訓練

Training Objective

Training of various pipe-fitting  
work for construction and other  
use with the acquirement of high-  
ly developed technique for the  
steel pipe and the non-metal pi-  
pe work.

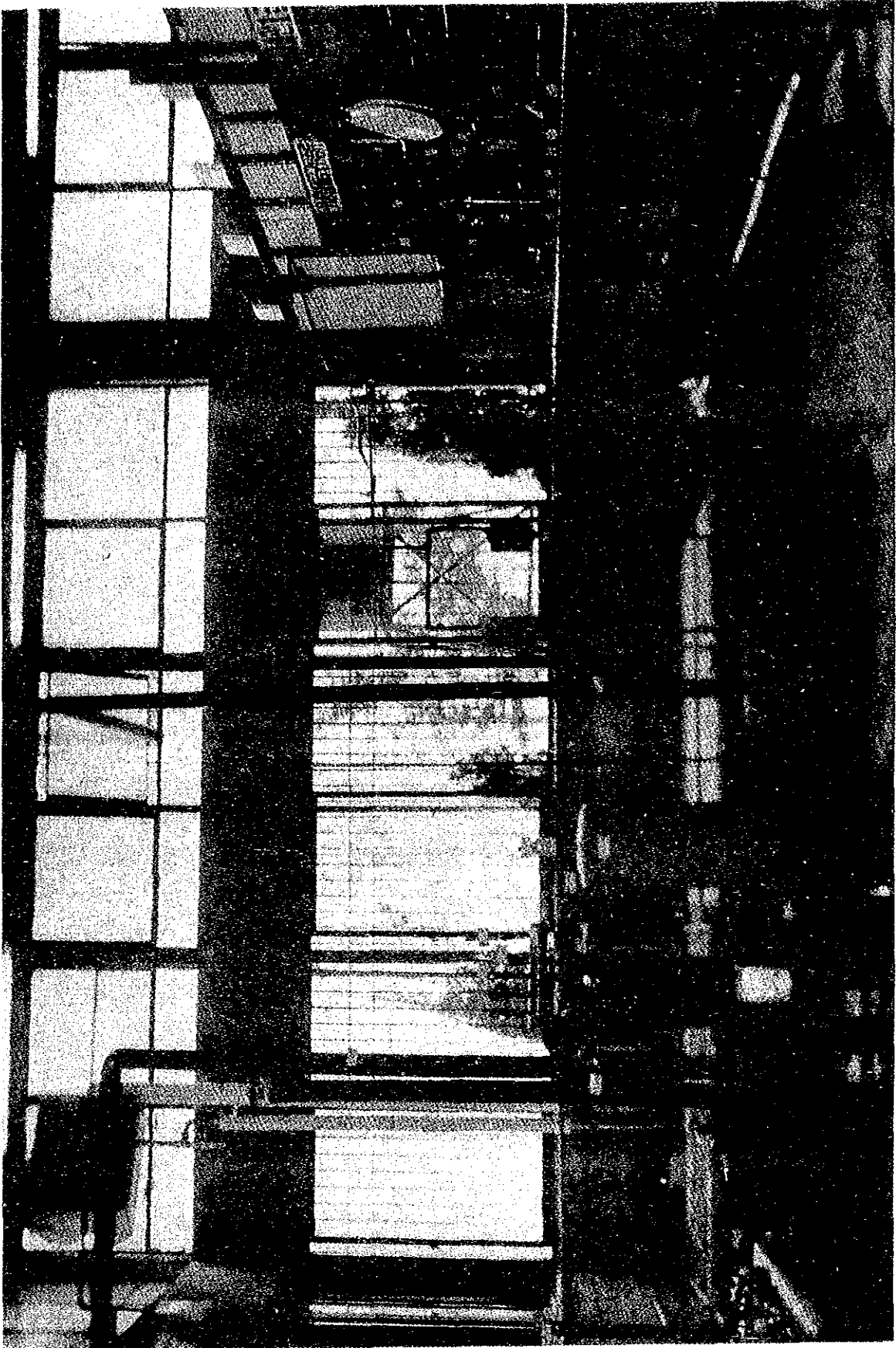


主要裝備

- 交流熔接機
- P. V. C. 熔接機
- 流壓프레스
- 파이프壓力試驗機
- 水壓試驗機
- 電動나사切削機
- 暖房裝置試驗台
- 가스溫水機
- 太陽熱溫水機
- 成型機
- 切曲機

Major Equipments

- AC Arc Welder
- Plastic Welder
- Hydraulic press
- Pipe pressure Testing Unit
- Water Pump Tester
- Electric Pipe Threading M/C
- Heating System Set
- Gas Water Heater
- Solar Water Heater
- Pipe Forming M/C
- Folding M/C



指導目標

各種工作機械の操作 및 應用能力을  
習得시켜 精密加工할 수 있는 技能 訓練.

Training Objective

Training of precise machining  
ability to meet industrial level in  
technique of machine tools' ope-  
ration and application.

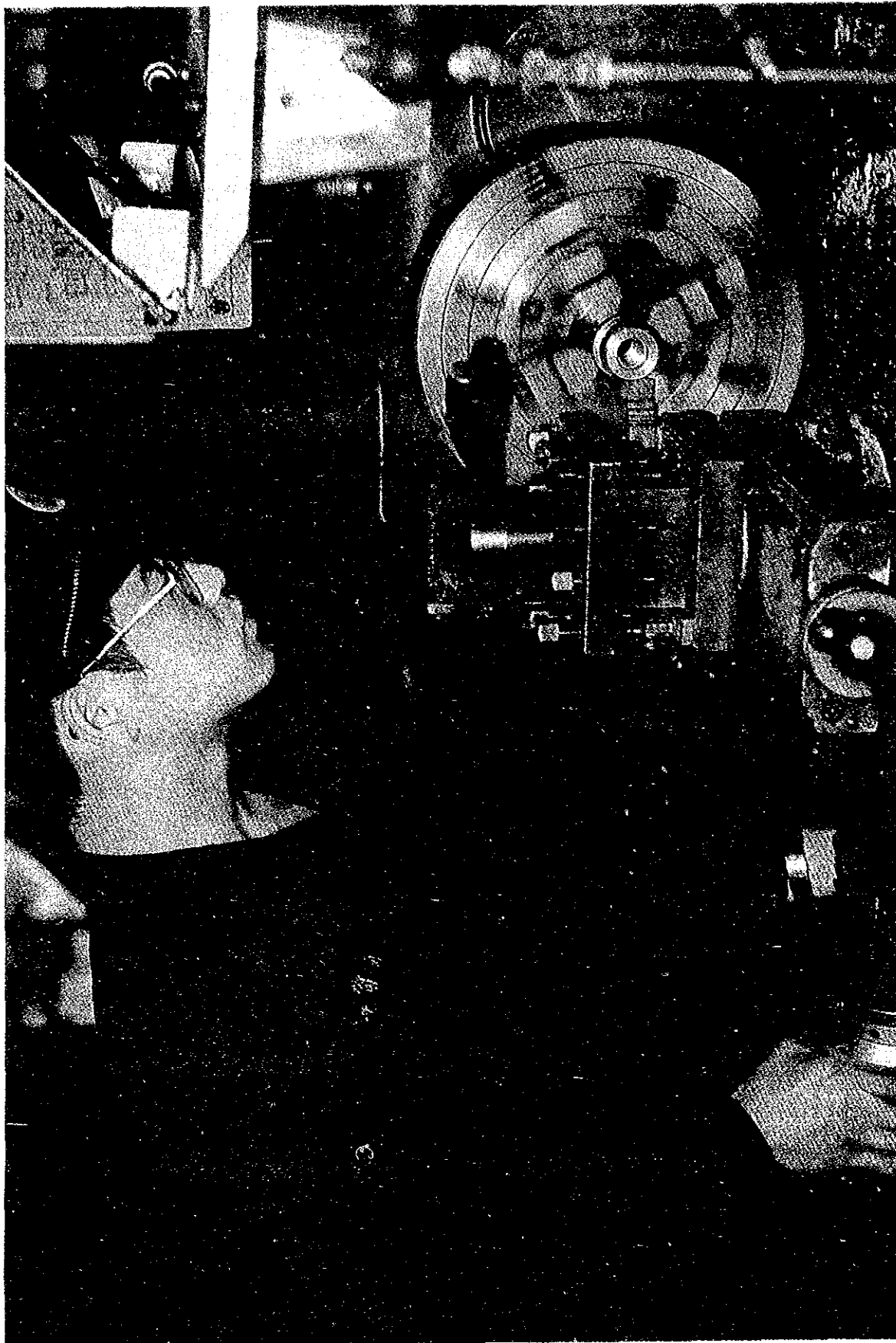


主要裝備

보통선반  
萬能밀링머신  
垂直밀링머신  
圓筒研削機  
萬能工具研削機  
타워旋盤  
直立德링머신  
水平타공機  
超更費工具研削機  
平面研削機  
型削機

Major Equipments

Lathe  
Universal Milling M/C  
Vertical Milling M/C  
Cylindrical Grinder  
Universal Cutter and Tool Grinder  
Turret Lathe  
Upright Drill M/C  
Horizontal Band Saw M/C  
Tungsten Carbide Tool Grinder  
Surface Grinding M/C  
Shaper



指導目標

手工具 및 工作機械를 使用 機械製品  
製作 實習을 시켜 機械修理 및 精密部  
品 製作能力을 訓練.

Training Objective

Training for machine repair and  
development of producing abil-  
ity of precise machine parts thr-  
ough practical exercise with  
all kinds of hand tools and ma-  
chine tools.



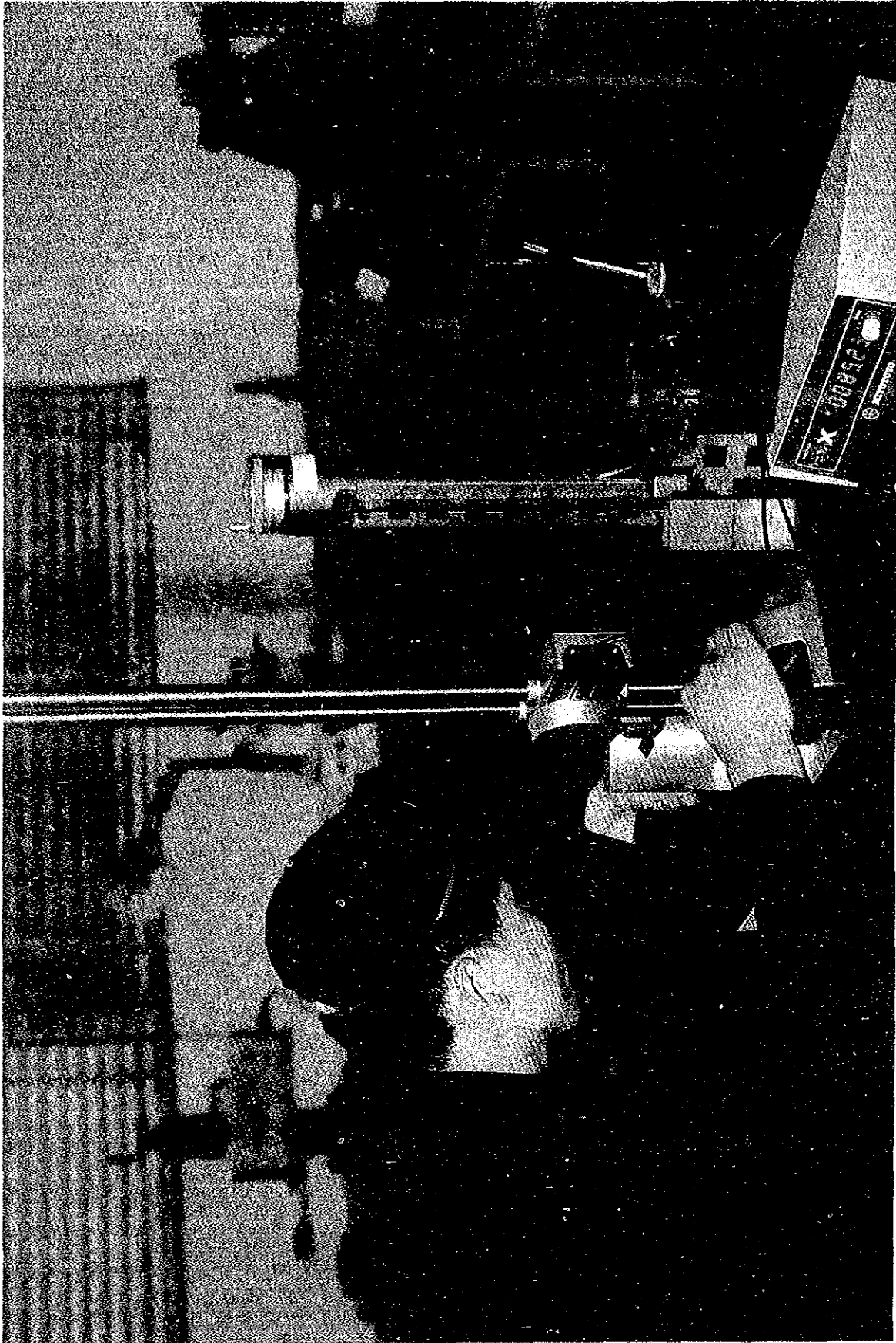
主要裝備

보통旋盤  
水平·垂直밀링머신  
평면研削機  
드릴研削機  
대응機械  
레이디알 드릴머신  
型削機  
電氣爐  
圓筒研削機  
各種경도기  
各種 測定機

Major Equipments

Lathe  
Plain & Vertical Milling M/C  
Surface Grinder  
Drill Grinder  
Band Sawing M/C  
Radial Drilling M/C  
Shaper  
Electric Furnace  
Cylindrical Grinder  
Various Hardness Tester  
Various Measuring M/C



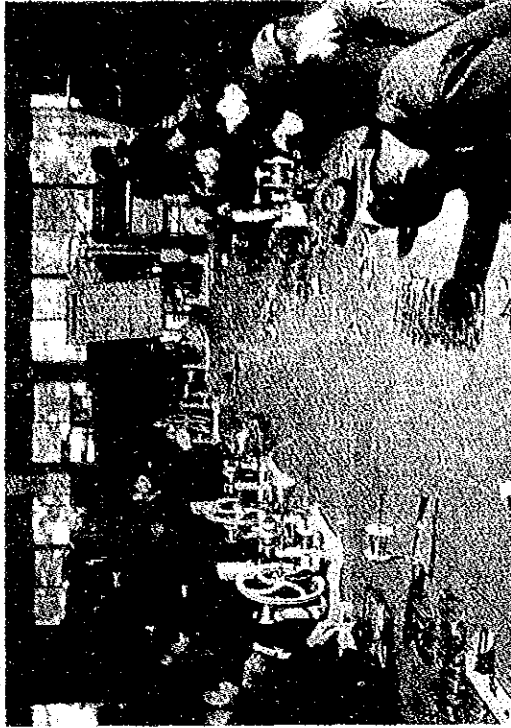


指導目標

配線(屋內・動力), 電氣測定, 捲線, 電氣器械 修理 및 製作(能力), 배양 訓練

Training Objective

Training for producing and repairing ability of electrical machinery and tool including of wiring, coil winding and electrical measuring work.

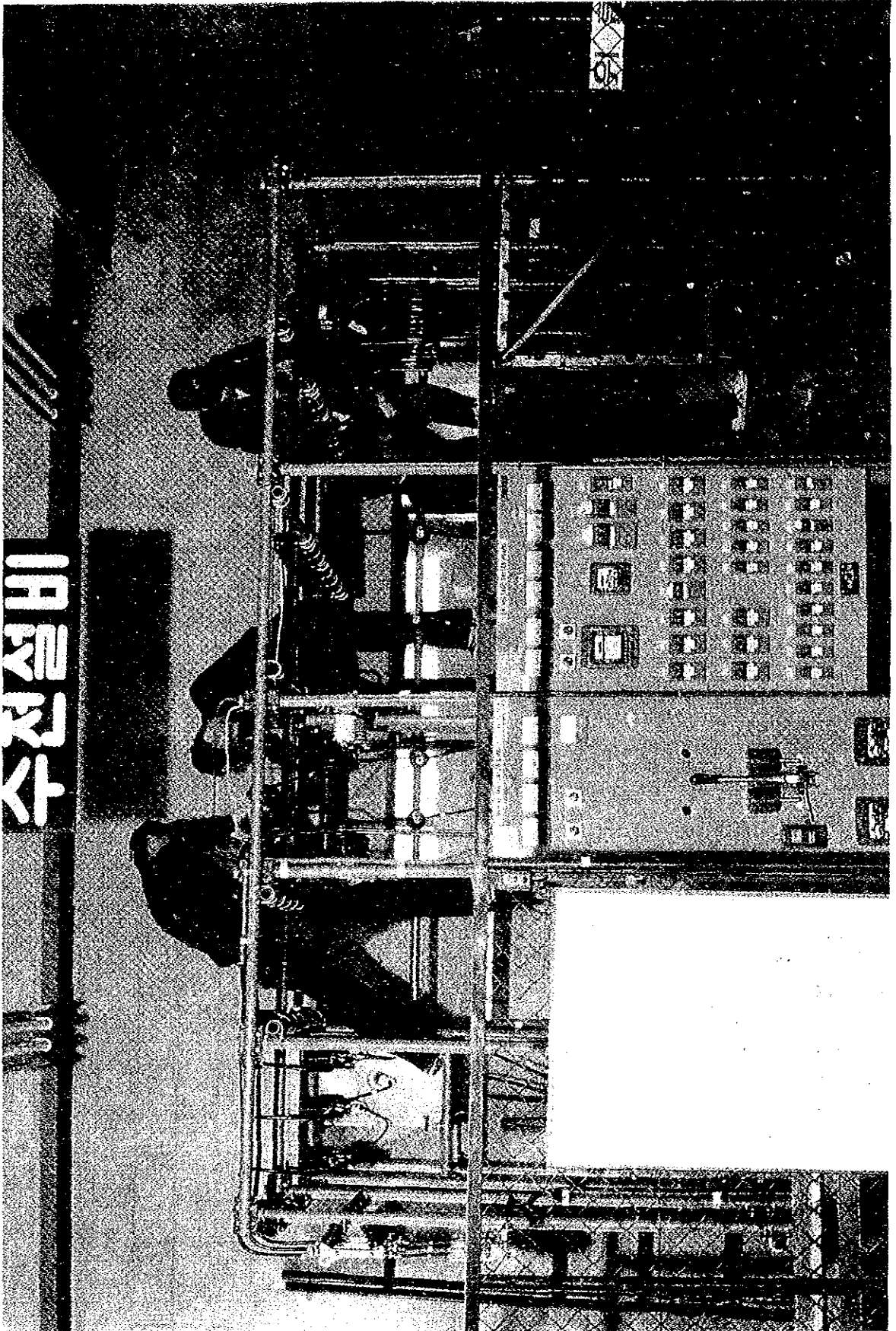


主要裝備

高・低壓 變電盤 裝置  
自動速度制御裝置  
電動發電機세트  
실리콘整流機 (DC)  
오실로스코프  
웨이스트로온브릿지  
絶緣試驗機  
모뎀에 의한 回路試驗세트  
家電器機시형세트  
電氣測定세트

Major Equipments

High & Low Tension Pannel for Training  
Automatic Speed Control Equip.  
Motor Generator Set.  
Silicon Rectifier for DC  
Oscilloscope  
Wheatstone Bridge  
Insulation Tester  
Module Experimental System  
Domestic Equipment Circuits Set  
Electrical Measurement Set

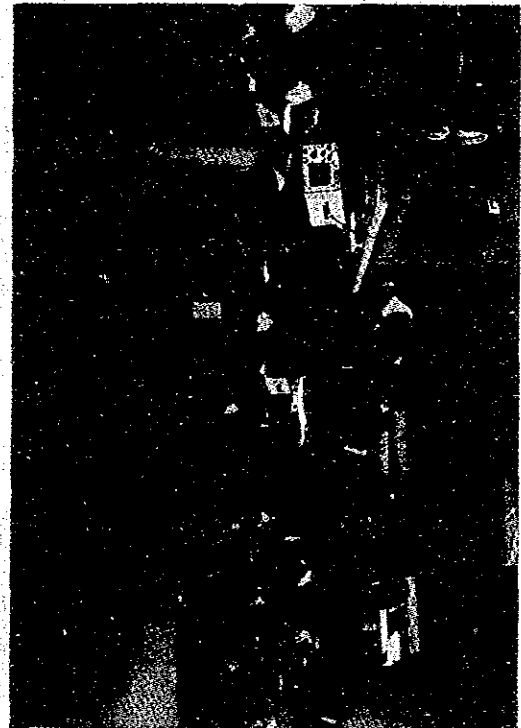
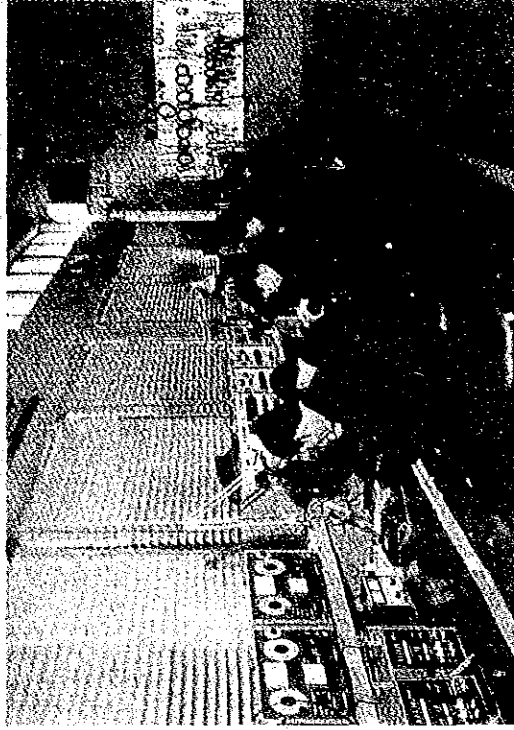


指導目標

電子計測機의 運用과 修理, 電子回路의 製作 및 測定機能을 習得시켜 R/TV 및 電子器機 修理能力을 배양하고 個人 컴퓨터의 基礎 操作能力 訓練

Training Objective

Training of pers-computer operation and repairing ability for R/TV and electronic equipment with acquirement of electronic measurer's application method and designing ability of Electronic circuit.

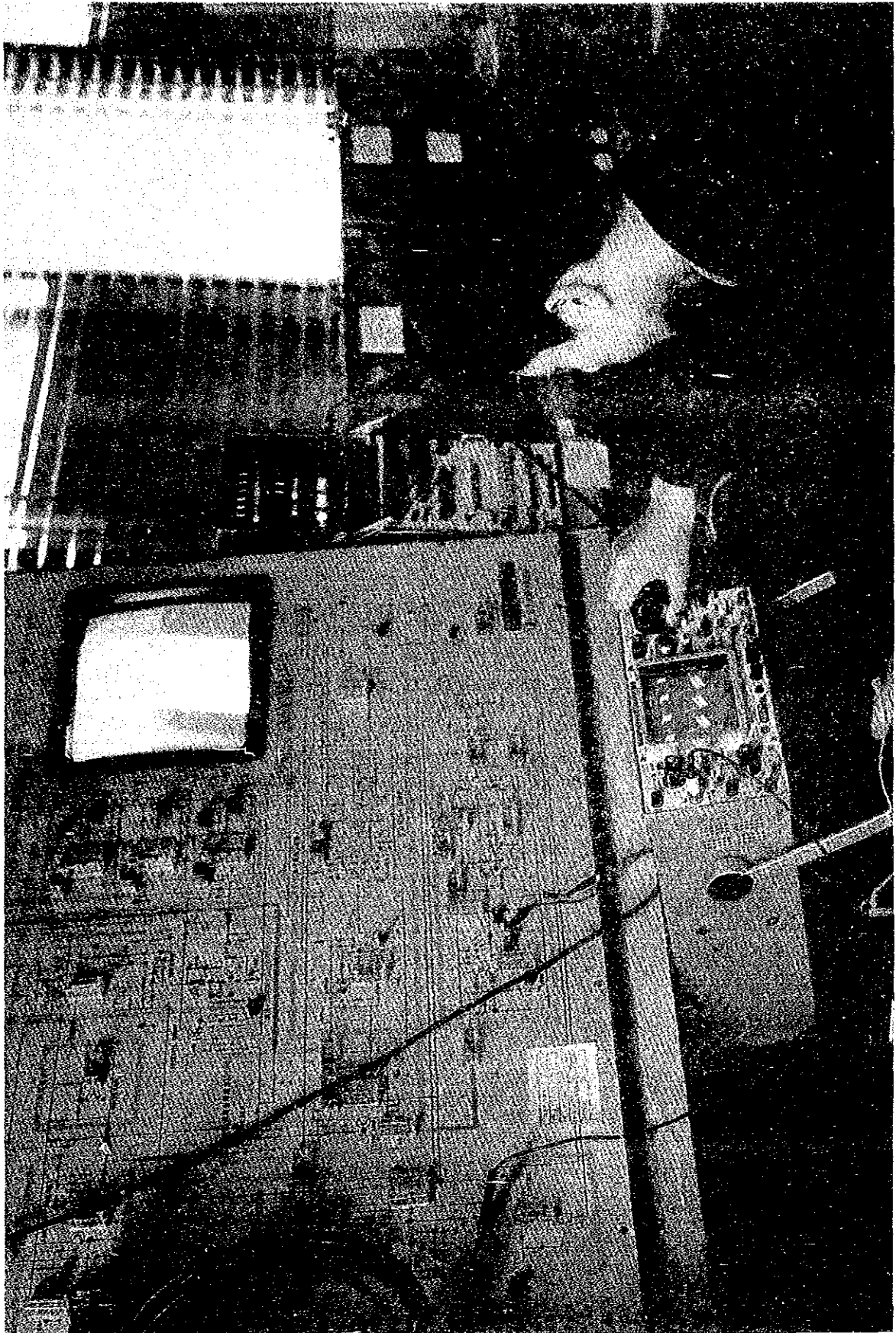


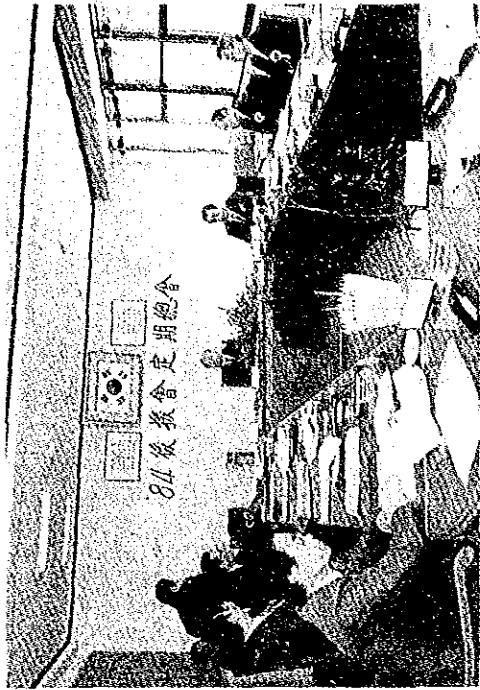
主要裝備

퍼스널 컴퓨터  
칼라TV 實驗裝置  
電子計算機 要素實驗裝置  
基本回路 實驗裝置  
低周波 發電機  
싱크로스코프  
萬能브릿지  
眞空管 試驗器  
그리드 디프 미터  
유니버설 테스트 (디지털)

Major Equipments

Personal Computer  
Color TV Experimental Equip.  
Electronic Calculative Testing Equip.  
Standard Circuit Testing Equip.  
RC Oscillator  
Synchroscope  
Universal Bridge  
Vacuum tube tester  
Grid Dip Meter  
Universal tester(Digital)





후원의 정기총회



작품전시장 시찰



간부회의



요트단직업훈련관계간담회

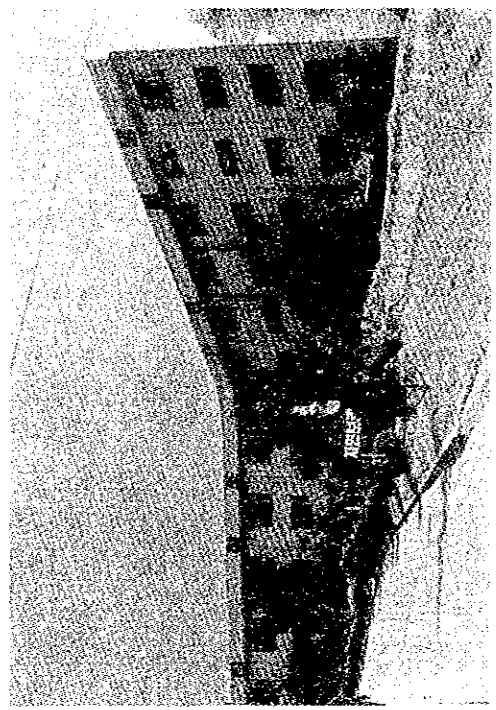




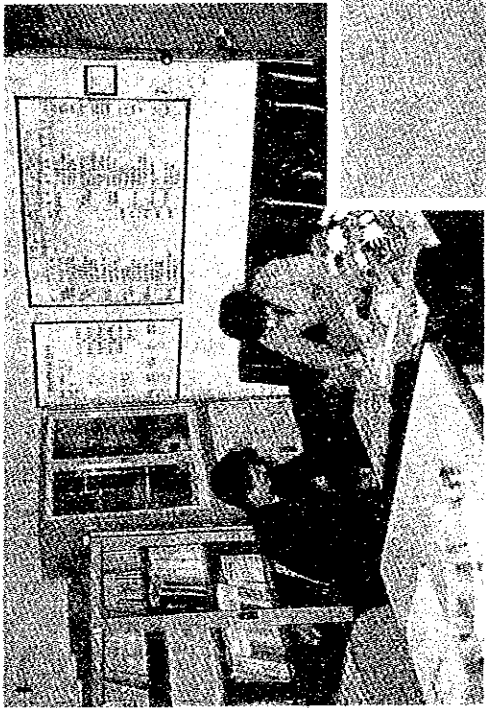
선사시절



자물학습



기숙사전경



훈련생상담

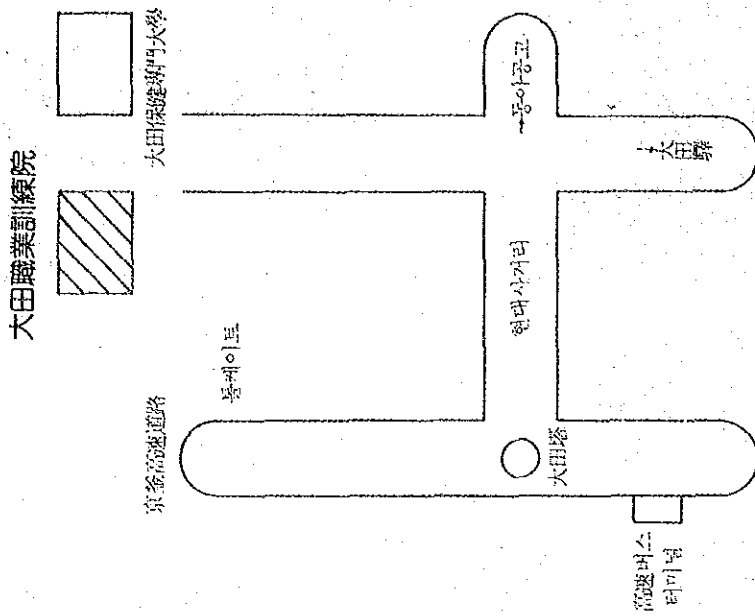


우락실

# 訓練生 募集要綱

區分	定規程(技能士2級)	向 上	課 程
募集人員	1. 修理工科, 配管工科, 旋盤工科, 機械立工科, 電氣工科, 配電工科 2. 中卒以上 혹은 이의 同等以上の 學歷所有者 (高等公民學校 卒 合) 3. 年齡: 兵役未畢者: 滿15歲 以下 兵役畢 및 免除者: 滿20歲 以下 3. 身體健康한 者	技能士 1 級 配管工科, 旋盤工科, 電氣工科, 配電工科	技能士 2 級 配管工科, 電氣工科, 配電工科
應 試 方 法		1. 學歷 制限 없음. 2. 滿15歲 以下의 兵役畢者 및 免除者로서 國家技術資格 技能士 2 級 取得者 者該 技術分野에서 2 年以上의 實務 經驗을 有하는 者 3. 高等學校 卒業者 및 이의 同等한 學歷이 있다고 認定되는 者로서 該 技術分野 3 年 以上의 實務 經驗이 있는 者	1. 學歷 制限 없음. 2. 滿15歲 以下의 兵役畢者 및 免除者로서 技能士 2 級 取得者 3. 企業체의 該 技術分野 現場에서 者
選 拔 方 法	1. 試驗: 筆記(國語, 數學) 2. 試驗: 身體檢查, 面談 및 適性試驗	1. 書類審査 및 面談	
試驗 時期	1. 願書交付: 每年 12 月 卅日 2. 選拔召集 및 試驗: 每年 2 月	左	同
備 考	1. 訓練費 全額 國庫 補助(登錄金, 授業料, 實習費 一切 無料) 2. 訓練生 全員 寄宿舍 無料提供 3. 實習生 全員 寄宿舍 無料提供 4. 成績優秀者 各種 獎學金 支給 5. 實技優良으로 國家技術資格 2 級 技能士 資格 取得 6. 保護對象者 및 生活保護 對象者 是 所在의 手當 支給 7. 修了後 全員 就業保證	1. 訓練費 全額 國庫 補助(登錄金, 授業料, 實習費 一切 無料) 2. 實習服 無料提供 3. 國家技術資格 1, 2 級 技能士 取得 4. 修了後 全員 就業保證	

# 위 치 도



주소: 대전시 동구 가양동 99-1

大田職業訓練院

원장실: 623-1861

교 회: 623-1862, 1863, 1864



<資料-7>

特定研究機関育成法及び特定研究機関育成法施行令（仮訳）

（注） 上記資料は、大韓民国鉉山災害予防プロジェクト実施協議チーム  
報告書より引用した。



1. 特定研究機関育成法 (1973・12・31 法律第2671号)

改正 1976・11・5 法律第2898号

1981・3・30 法律第2671条

第1条(目的) この法は、科学技術と産業経済の発展のために政府が出捐する研究機関の保護育成のため必要な事項を規定することを目的とする。〈改正81・3・30法3404〉

第2条(特定研究機関) この法により政府の保護育成を受けることのできる研究機関は特別法により設立された研究機関と財団法人である研究機関であり、かつ、大統領令で指定する研究機関(以下“特定研究機関”と呼ぶ)とする。〔全文改正81・3・30法3404〕

第3条(出捐金等) ① 政府は特定研究機関又は第8条第1項の規定による共同利用施設の設立・建設・研究及び運営に要する経費と運営に必要な基金に充当するために特定研究機関又は第8条第2項の規定による共同管理機構(以下“共同管理機構”と呼ぶ)に出捐金を支給することができる。〈改正81・3・30法3404〉

② 第1項の規定により出捐金の交付・使用及びその管理等に関して必要な事項を大統領令で定める。

第4条(国有財産の無償譲与等) ① 政府は特定研究機関又は第8条第1項の規定による共同利用施設の建設と運営のために必要な時には、特定研究機関又は共同管理機構に国有財産を無償で譲与したり貸付することができる。

② 第1項の規定による譲与・貸付の条件及び手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。〈改正81・3・30法3404〉

第5条(事業計画書等の承認) ① 特定研究機関と共同管理機構は大統領令が定めるところにより毎会計年度開始前に事業計画書及び予算書を作成し科学技術処長官に提出し承認を得なければならない。この場合、科学技術処長官はその承認に先立ち出捐金を支給する中央行政機関の長及び地方自治団体の長と当該出捐事業に対し、協議しなければならない。

② 第1項の事業計画書及び予算書の内容を変更しようとする時にも第1項と同じ。

〔全文改正81・3・30法3404〕

第5条の2(研究計画書及び研究報告書等の提出) ① 特定研究機関は大統領令が定めるところに従って研究計画書と研究報告書を出捐金を支給する中央行政機関の長及び地方自治団体の長に提出しなければならない。ただし、受託契約による研究に対しては、その限りではない。

② 中央行政機関の長及び地方自治団体の長は第1項の規定により提出された研究計画書と研究報告書を審議評価し、必要と認められる時にはその研究計画書の修正・補完等必要な措置を取るようしたり研究成果の普及を勧告することができる。〔本条新設81・3・30法3404〕

第 6 条 ( 決 算 ) ① 特定研究機関と共同管理機構は毎会計年度の款入款出決算書を科学技術  
術処長官が推せんする公認会計士の会計検査を受け、科学技術処長官と出捐金を支給した中  
央行政機関の長及び地方自治団体の長に提出しなければならない。〈改正 81・3・30  
法 3404〉

② 第 1 項の場合にその決算書の記載事項中国家秘密に属する研究業務とこれに直接関連する  
業務に関する事項は公認会計士の会計監査対象からこれを除外する。

第 7 条 ( 秘密厳守の義務 ) 特定研究機関と共同管理機構の役員、職員又はその職にいた者と  
第 6 条第 1 項の規定による公認会計士は、職務上知り得た秘密を漏世したり濫用してはなら  
ない。

第 8 条 ( 共同利用施設等 ) ① 特定研究機関は合同し、共同利用施設を設置することができる。  
〈改正 76・11・5 法 2898、81・3・30 法 3404〉

② 第 1 項の規定による共同利用施設の設置・管理及び運営に関する業務と特定研究機関相互  
間の関連事業を行わせるために科学技術処長官の承認を待って共同管理機構を設置すること  
ができる。〈改正 76・11・5 法 2898、81・3・30 法 3404〉

③ 第 8 項の規定による共同管理機構の名称・機能・組織と運営に関し必要な事項は大統領令  
で定める。

第 8 条の 2 ( 共同研究等 ) 科学技術処長官は特定課題の共同研究を遂行せしめるために必要と  
認める時には特定研究機関の研究員をして共同で研究せしめたり研究施設を共同で活用する  
よう措置することができる。〔本条新設 81・3・30 法 3404〕

第 8 条の 3 ( 研究協約の締結 ) 中央行政機関の長及び地方自治団体の長は、特定研究機関に研  
究費を出捐する時には研究事業を効率的に遂行せしめるためにその特定研究機関と研究方法・  
研究内容・研究費・支給基準及び研究報告書の提出等に関して協約を締結することができる。  
〔本条新設 81・3・30 法 3404〕

第 8 条の 4 ( 業務協助等 ) 特定研究機関と共同管理機構は中央行政機関の長及び地方自治団体  
の長から調査研究開発とか技術支援の要請を受けた時には、特別な事由がない限り優先的に  
これに応じなければならない。〔本条新設 81・3・30 法 3404〕

第 9 条 ( 罰 則 ) 第 7 条の規定に違反した者は 3 年以下の懲役か禁錮又は 50 万ウォン以下  
の罰金に処する。

第 10 条 ( 施行令 ) この法施行に関し必要な事項は大統領令で定める。

2. 特定研究機関育成法施行令 1974 年 6 月 13 日  
大統領令第 7178 号

第 1 条 ( 目 的 ) この令は、特定研究機関育成法 ( 以下「法」とよぶ ) の施行に関し必要な

事項を規定することを目的とする。

第 2 条（特定研究機関の設置地域） 法第 2 条の規定による特定研究機関（以下「研究機関」とよぶ）の設置地域は、次の各号のとおり。

1. 研究機関と学院が共存する地域を形成している人的・物的施設の利用を効率化することにより技術開発を促進するために、忠清南道大徳郡の儒城邑・炭洞面及び九則面を一円とする大徳専門研究団地。
2. 研究機関と関連産業間の有機的協力を増進するため、産業基地開発促進法第 5 条の規定により指定された産業基地開発区域。
3. その他科学技術の均衡ある振興・発展のため科学技術処長官が必要と認める区域。

第 3 条（研究機関の指定） 法第 2 条の規定による研究機関は次の各号に掲げたものとする。

1. 韓国科学技術院
2. 韓国エネルギー研究所
3. 韓国動力資源研究所
4. 韓国標準研究所
5. 韓国機械研究所
6. 韓国電気通信研究所
7. 韓国化学研究所
8. 韓国人参煙草研究所
9. 韓国電子技術研究所
10. 韓国科学財団

第 4 条（出捐金の支給） ① 研究機関又は法第 8 条 2 項の規定による共同管理機構（以下「共同管理機構」とよぶ）に対する法第 3 項第 1 項の規定による出捐金は科学技術処長官がこれを予算に計上し支給するが、当該事業を主管する中央行政機関の長も特に必要であると認める場合には、その所管予算にこれを計上し支給することができ、特別会計予算から出捐する出捐金は当該事業を主管する中央行政機関の長がこれを予算に計上し支給する。

② 略

③ 出捐金を支給する中央行政機関の長は、第 1 項の規定による出捐金予算が確定した時にはこれを研究機関又は共同管理機構に通知しなければならない。

④ 研究機関又は共同管理機構が出捐金の支給を受けようとする時には、その支給申請書に分期別事業計画書及び分期別予算執行計画書を添付して出捐金を支給する中央行政機関の長に提出しなければならない。

⑤ 第 4 項の規定による申請を受けた出捐金を支給する中央行政機関の長は当該分期別事業計画及び分期別予算執行計画が妥当であると認める時にはこれに従って出捐金を支給する。

⑥ 略

第 5 条（出捐金の目的外使用禁止） 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条第 5 項の規定により支給された出捐金はその支給目的以外の目的に使用してはならない。

第 6 条（運営基金の管理） ① 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条の規定により支給された出捐金中運営に必要な基金（以下「運営基金」とよぶ）は別途勘定を設定し管理しなければならない。

② 研究機関又は共同管理機構が運営基金の元本を減少しようとする時には、科学技術処長官の承認を得なければならない。

③ 研究機関又は共同管理機構は運営基金の管理に関する規定を定め、科学技術処長官の承認を得なければならない。これを変更するときもまた同じ。

第 7 条（国有財産の譲与等） ① 法第 4 条の規定による国有財産の譲与又は無償貸付は当該国有財産の管理庁と研究機関又は共同管理機構との譲与契約あるいは貸付契約による。

② 国有財産の管理庁が第 1 項の規定による契約を締結しようとする時には国有財産法施行令第 4 7 条の規定に準じて国有財産の総括庁と協議しなければならない。

③ 第 1 項の規定による無償貸付の貸付期間は国有財産法第 3 6 条第 1 項の規定にも拘わらず 20 年を超えない範囲内で定めることができる。

④ 国有財産の管理庁は研究機関又は共同管理機構が第 1 項の規定により無償貸付を受ける国有財産をその貸付目的以外の目的に使用した時には、その貸付契約を解除することができる。

第 8 条（国有財産法の準用） 国有財産の譲与と無償貸付に関しこの令に規定したこと以外には国有財産法の規定を準用する。

第 9 条（事業計画書等の提出） 研究機関又は共同管理機構は、法第 5 条の規定に依り毎会計年度開始前 8 月まで出捐金を支給する中央行政機関の長が定めるところにより事業計画書及び予算案を、出捐金予算が確定した場合には科学技術処長官が定めるところにより事業計画書及び予算書を科学技術処長官及び出捐金を支給する中央行政機関の長に各々提出しなければならない。

第 10 条（事業計画書の変更） ① 研究機関又は共同管理機構が第 9 条の規定により提出した事業計画書又は予算案を変更した時には、これを科学技術処長官及び出捐金を支給する中央行政機関の長に報告しなければならない。

② 出捐金を支給する中央行政機関の長は、第 9 条又は第 1 項の規定による事業計画書又は予算案が妥当でないと認めた時にはその調整を命じることができる。

第 10 条の 2（研究計画書及び研究報告書の提出） 研究機関は科学技術処長官が定めるところにより、法第 5 条の 2 第 1 項の規定による研究計画書は毎会計年度開始前に、研究報告書はその次の年度 3 月 31 日まで各々提出しなければならない。

第 11 条（事業計画の執行実績報告等） ① 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条第 4 項の規定による分期別事業計画及び分期別予算執行計画の執行実績を当該分期が終了した日から 20

日以内に科学技術処長官及び出捐金を支給した中央行政機関の長に報告しなければならない。

- ② 研究機関又は共同管理機構は、毎会計年度の歳入歳出決算書に次の各号の書類を添付し、次の年度3月31日まで科学技術処長官及び出捐金を支給した中央行政機関の長に提出しなければならない。

1. 当該年度の収支計算書及び貸借対照表
2. 当該年度の事業計画書とその執行実績との対比表
3. 会計監査をした公認会計士の意見書

第12条（共同管理機構の名称） 共同管理機構の名称は、「大徳専門研究団地管理本部」とする。

第13条（共同管理機構の機能） 共同管理機構は、次の各号に関する業務を行う。

1. 共同利用施設の設置・管理及び運営
2. 研究機関の業務に関する協力
3. 研究機関職員の福利増進と厚生施設の設置・管理及び運営

第14条（研究協約の締結等） ① 法第8条の3の規定による研究協約は、出捐金を支給する中央行政機関の長が研究機関と締結する。

- ② 第1項の研究協約には次の事項が含まなければならない。

1. 研究の課題・範囲・遂行方法及び研究責任者
2. 研究費及びその支給の時期・方法
3. 研究結果の報告及び活用
4. 研究成果の活用に伴う技術料の徴収
5. 協約の変更及び解約
6. その他研究開発に随伴する事項

- ③ 第1項の場合に研究機関は当該研究課題の一部を別の研究機関又はその他の者と共同で研究したりそれに委託し研究させることができる。

- ④ 出捐金を支給する中央行政機関の長は研究協約による研究費を数回に分割し支給する。但し、研究課題の規模やその着手時期等を考慮し必要であると認める時には一時に支給することができる。

第15条（研究費等の使用） ① 研究機関は第14条第4項の規定により支給された研究費を科学技術処長官が定める規準に従って次の用途に限って使用しなければならない。

1. 研究従事者の研究費
2. 国外専門家の招請及び研究員の教育訓練に伴う経費
3. 研究施設（研究費機材を含む）の購入・貸借・設置及び運営に必要な経費
4. 材料購入費

5. 技術導入及び技術情報活動費
  6. 海外研究所の設置及び運営費
  7. 開発保健費
  8. 課題開発・技術指導その他研究遂行に随伴する経費
- ② 研究機関は研究成果を産業界・学界及び別の研究機関、その他これを必要とする機関・団体等に伝受することができ、この場合、その利用により新製品の生産、原価の節減、品質の向上等の効果を得た時にはその利用者から第14条第2項第4号の規定による協約の内容に従って技術料を徴収することができる。
- ③ 研究機関は、第2項の規定により徴収した技術料を次の用途に使用しなければならない。
1. 研究機関の研究遂行のための費用
  2. 研究員の福祉増進のための費用
  3. 研究員（技術料を徴収した研究課題を研究した者に限る）の研究能率向上のための費用

第16条（準用規定） 略

附 則 略



## 職業訓練分野に於ける第三国との協力事業

- I. 韓国・ドイツ技術協力事業
- II. 韓国・ベルギー昌原職業訓練院支援事業

(注：上記資料は、在大韓民国日本国大使館より送付された資料から抜粋したものである。)



I. 韓国・ドイツ技術協力事業

1. 推進の経緯

- 1966. 9. 28 韓国・ドイツ間技術協力に関する協定締結(条約第233号)
- 1970. 5. 16 韓国・ドイツ釜山職業訓練院設置に関する協定締結
- 1978. 9. 1 韓国・ドイツ間職業訓練諮問事業に関する協定締結(第一次: '76.5~'78.8)
- 1979. 11. 8 韓国・ドイツ間昌原技能大学の支援協定締結
- 1981. 5. 27 韓国・ドイツ間職業訓練諮問事業に関する協定締結(第二次: '78.9~'83.2)  
 - 韓国・ドイツ釜山職業訓練院の工業電子科設置内容を含む
- 1985. 11. 7 韓国・ドイツ間職業訓練諮問事業に関する協定締結(第三次: 84.1~'86.2)

2. 実績

イ. 主要事業内容

- 韓国・ドイツ釜山職業訓練院設立及び工業電子科設置を追加支援する。
- 昌原技能大学の設立を支援する。
- 公共訓練院制度を諮問する。
- 体系的な事業内訓練制度定着を支援する。
- 協同訓練制度(Dual Training System)を導入し、発展させる。

ロ. 実績

事業名	期間	専門家支援	装備支援	職業訓練教師 ドイツ派遣研修('69~'85)
計	'70~'85	1,130 %	7,973 千DM	
韓国・ドイツ釜山職業訓練院の支援事業	'70~'85	467 %	3,403 千DM	216人
昌原技能大学の支援事業	'78~'85	300 %	4,570 千DM	(23月課程)
韓国・ドイツ職業訓練の諮問事業	'76~'85	363 %	-	

3. 今後の計画

期 間	事 業 名	推 進 事 項
'87 ~ '88	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産学協同訓練、韓国・ドイツ釜山の金型工科及び技能長制度を支援・発展させる。(500万DM相当)</li> <li>— 専門家 171%</li> <li>— 装 備 155万</li> <li>— ドイツ派遣研修 22人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両国の実務者間に事業内容について既に合意しており、協定締結作業が進行中である。</li> </ul>
'89 ~ '91	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業訓練教師養成機関を設立、運営する。(添附資料参照)</li> <li>○職業訓練メディアセンターを設立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両国の実務者間に基本協力方向について合意しており、具体的な事業方案に関しては協議中である。</li> </ul>

4. 職業訓練教師養成専門機関設立運営

本事業はこれからの韓国・ドイツ技術協力事業の中核事業として選定されており、具体的な事業内容に関して両国間に協議が進められている。

イ. 基本目標

精鋭技能入力の最高の養成機関として高度な技能と知識を兼備した職業訓練教師を養成する。

ロ. 基本方針

- 中央職業訓練院を四年制の教師養成機関に改編する。
- 職業訓練教師の需要充足及び最優秀技能入力を養成する。
- 現職教師の再訓練、技能士一級の養成を並行実施することによって施設及び装置活用を最大化し、職業訓練発展の中核としての役割を果たす。

ハ. 細部の計画

- 設置学科及び定員

( )は学年当りの定員である。

学 科	計	機 械	金 型	容 接	配 管	車 両	電 気	電 子	金 属	電 算 機
定 員	840 (210)	120 (30)	80 (30)	120 (30)	80 (20)	80 (20)	80 (20)	80 (20)	80 (20)	120 (30)

- 入学対象：高卒者(工高を含む)

II. 韓国・ベルギー昌原職業訓練院支援事業

1. 推進の経緯

- 1976. 9. 昌原職業訓練院のための技術協力に関する韓国・ベルギー間の協定締結  
(条約第581号)
- 1921. 9. 韓国・ベルギー昌原職業訓練院の追加支援事業合意
- 1984. 4. 韓国・ベルギー職業訓練院の支援延長事業合意

2. 事業実績

イ. 主要事業内容

- 昌原職業訓練院設立及び運営支援
  - 技術諮問のための専門家を支援する。
  - 産業構造の変化による最新装備及び部品を支援する。
  - 訓練教師の資質向上のため、ベルギーへの派遣研修を行う。

ロ. 実績

事業名	計	一次('76~'80)	追加支援('81~'85)
○ 韓国・ベルギー昌原訓練院支援事業			
- 装備	392万ドル	374万ドル	18万ドル
- 専門家	108%	3人×36月	-
- ベルギーへの教師派遣研修	31人	20人	11人
- 発途国の技能工の招請研修	4人	-	4人(1人×4個国)

3. 今後の計画

期間	事業名	支援計画
'86 ~ '90	○ 韓国・ベルギー昌原職業訓練支援事業 (35万ドル)	
	- 装備(旋盤及び空油庄装備セット)	- '86 ; 10.8万ドル
	; 10.8万ドル	
	- 部品(既存支援装備;	- '86 ~ '87 ; 8.4万
	11.7万ドル	- '88 ~ '89 ; 3.3万
	- ベルギーへの教師派遣研修;	- 毎年5人 ; 18%
	12.5万ドル(25人)	(1人当り2~4月)





JICA